

令和5年度技術職・技能職の魅力啓発冊子及び動画等作成業務委託仕様書

1 委託名 令和5年度技術職・技能職の魅力啓発冊子及び動画等作成業務委託

2 委託内容

技術職・技能職（以下「技術職等」という。）の魅力啓発に係る下記の内容

- (1) 冊子の企画構成、原稿作成、編集、印刷製本
- (2) 動画の企画構成、動画撮影、編集、動画データ作成及び動画周知用チラシのデザイン、印刷

3 業務の目的

求職者が事務職に偏り、技術職等の人材不足が著しい、いわゆる「雇用のミスマッチ」が生じている。その解消の中長期的対応の一環として、技術職等の魅力を掲載した啓発冊子を作成し、千葉市・茂原市・市原市・四街道市（以下「4市」という。）の市立中学校に通学する中学生に対し情報提供するとともに、冊子同様の内容を動画でも作成し、中学生や高校生、その保護者に情報提供することで、技術職等が将来の就労先の選択肢の一つとして認識されるきっかけとなることを目的とする。

<冊子・動画の配布・閲覧対象者>

冊子：4市の市立中学校の2学年の生徒（約14,000人）

動画：千葉市内にある高等学校の生徒及びその保護者並びに市原市の市立中学校生徒及びその保護者（約40,000人）

4 成果物仕様

(1) 冊子

- ア 規格 A4判 52ページ以内（表紙・裏表紙を含む）
※ページ数については、企画提案内容に含むものとし、契約時に確定する。
- イ 用紙 コート紙 菊判 62.5kg以上
- ウ 製本 中綴じ
- エ 部数 13,800部
- オ 内容
 - (ア) 表紙
 - (イ) 本編

下記a~dの内容について、6 企画構成に記載の基本コンセプトに沿って作成すること。

- a 技術職等の魅力
- b 4市内で活躍する技術職等の紹介（11人とする。内訳は以下のとおり。）
千葉市：5人、茂原市：2人、市原市：3人、四街道市：1人
- c 技術職等に就くためのキャリア形成方法
- d 問い合わせ先（千葉市雇用推進課等）
- カ 校正 校正3回、色校正1回（必要に応じて変更の可能性あり）
- キ 印刷 オフセット印刷4色刷り
- ク 納入期限 令和6年3月13日（水）（厳守）

(2) 動画

ア 規格

解像度	フル HD (1920×1080)
アスペクト比	16:9
データ形式	下記いずれかの形式とすること。 MOV、AVI、FLV、DNxHR、HEVC (h265)、MPEG4、WMV、3GPP、ProRes、MP4、MPEGPS、WebM、CineForm

イ 内容

千葉市内及び市原市内で活躍する技術職等の紹介

紹介数は8人(千葉市5人、市原市3人)とし、冊子に準じて作成すること。

なお、提案により、千葉市内及び市原市内の者8人に加え、4市のうち千葉市及び市原市以外の者を紹介する動画を作成することは可能とする。

ウ 動画の長さ

1人につき3～4分程度とすること。

エ 動画編集上の留意点 聴覚障害や視覚障害のある方でも情報が受け取れるよう、音声や字幕などの素材も用意すること。

オ 校正 3回程度(必要に応じて変更の可能性あり)

カ 納入期限 令和6年3月28日(木)(厳守)

(3) 動画周知用チラシ

ア 規格 A4判1枚

イ 用紙 コート紙 57.5kg程度

ウ 部数 30,000部

エ 内容 動画内容を紹介するとともに、中学生・高校生やその保護者が動画を見たいくなるような内容とすること。

また、問い合わせ先(千葉市雇用推進課等)を掲載すること。

オ 校正 校正3回、色校正1回(必要に応じて変更の可能性あり)

カ 印刷 両面印刷4色刷り

キ 納入期限 令和6年3月28日(木)(厳守)

5 成果物の納品

(1) データについて

ア 冊子については、印刷用データをPDF及びjpeg形式で、記録媒体(CD-R)に格納し提出する。

PDF形式は、納品後に受託者が増刷可能なように、印刷用途に適した規格とすること。

また、jpeg形式は見開き1ページで1ページとし、全ページ分納品すること。

イ 動画については、編集が完了したものをDVD-Rに格納して納品する。

ウ 動画周知用チラシについては、印刷用データをPDF形式で記録媒体に格納して納品する。

(2) 納品場所及び部数は、下表のとおりとする。

納品場所	冊子納品部数	動画データ 格納媒体納品数	動画周知用チ ラシ納品部数
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所7階 千葉市雇用推進課	9,330部	1枚	30,000部
千葉県茂原市道表1番地 茂原市役所6階 茂原市商工観光課	770部	無	無
千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市原市役所第2庁舎4階 市原市商工業振興課	2,800部	1枚	無
千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所4階 四街道市産業振興課	900部	無	無

※冊子の納品部数には、取材先企業等への献本数が含まれる。
納品時に、献本先ごとの献本数が記載された資料を提出すること。

(3) 著作権は、千葉市に帰属する。

6 企画構成

以下の内容を理解した上で、納品物のデザインや内容、構成等を提案すること。

(1) 基本コンセプト

下記に挙げた内容について、冊子・動画全体から感じ取ることができる内容とすること。

ア 技術職等の魅力

- (ア) いわゆる「職人」がやりがいを持ち、生きいきと働く姿を見せる。
- (イ) 「職人」がこだわりを持ち仕事に取り組む姿勢や「職人」の「カッコよさ」を見せる。
- (ウ) 技術職等が過酷な職業ではないことを伝える。
- (エ) 「職人」の仕事がどのようにして人や社会の役に立っているのか、冊子・動画を見た者が興味を持てるような身近な製品やサービスを切り口にして伝える。

イ 技術職等に就くためのキャリア形成方法

- (ア) 紹介する職種に将来就くために、必要な経験・学力、資格等を明示する。

(2) デザイン・表現

基本コンセプトや下記ア～イに記載のイメージに合ったデザインとすること。

また、冊子や動画を飽きずに読んだり視聴したりできる仕掛けや表現を用いること。

- ア 冊子においては、中学生が興味を惹くようなタイトルやインパクトのあるデザインとする。
- イ 動画においては、中高生の保護者も視聴することを踏まえたデザインとする。

(3) 紹介する技術職等

原則として、「厚生労働省編職業分類表 2022年改定版」の中分類 06～10、53～55、67～81、83～94に含まれる職種から提案すること。ただし、その他の職種で、4市において人手不足が顕著な職種や政策的に推進する職種については、この限りでない。

提案する職種は、中学生の興味を惹くものとし、かつ業種も含め偏りがないようにすること。

なお、実際の取材先は4市と協議して選定することとし、原則として示した以外の職種を提案する場合は、4市との協議において承認を得なければならない。

(4) 冊子・動画の活用方法

学校や家庭での具体的な活用方法を想定した上で、成果物を作成すること。

併せて、学校の授業での活用方法や、動画における家庭での活用方法を提案すること。

(5) 成果物作成上の留意点

ア 取材先との交渉や、取材対象者の撮影及び冊子・動画への掲載の許諾は受託者が行うこと。

なお、動画は下記での公開を予定している。

内容	公開予定期間	掲載媒体
千葉市内・市原市内で活躍する技術職・技能職の紹介	令和6年4月～ 令和8年4月	・千葉市公式ホームページ ・千葉市 YouTube チャンネル (chibacityPR) ・市原市公式ホームページ ・市原市 Youtube チャンネル (CityIchihara) ・市原市公式 SNS

イ 取材時におけるロケーションハンティング、写真撮影は受託者が適宜行うこと。

ウ 使用するデータについては、受託者が収集すること。

エ 著作権上の問題を避けるため、写真は自社で撮影したオリジナル写真の使用を原則とすること。

部分的に有料の映像素材を使用する場合は、使用する素材を発注者に示した上で、発注者から事前に承諾を得るとともに、素材販売者が示す使用条件を遵守すること。その他、著作権の取扱いについて、7 特記事項に記載の内容に留意すること。

オ 営利目的の表現、広告類の掲載は不可とする。

カ 成果物の授業等での活用の有無は学校ごとの判断になることに留意すること。

キ 打ち合わせの際には、原則として受託者の担当者が来庁すること。

7 特記事項

(1) 著作権の取り扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権に関する取り扱いについては、以下に定めるとおりとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を千葉市に無償で譲渡するものとする。

ただし、千葉市に著作権を譲渡できないもの（オープンソースによるプログラムや写真などレンタル素材等）を成果物の一部とすることは、利用条件等を千葉市に説明し、同意を得た場合のみ可能とする。

イ 受託者は、千葉市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができない。

(2) 業務の再委託について

- ア 受託者は、すべての業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に千葉市の承認を得なければならない。
- イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、千葉市に対して、再委託先のすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 守秘義務について

受託者は、業務上知り得た市固有の機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(4) その他留意事項

- ア 業務遂行に当たっては、受託者は適宜4市と協議に応じ、4市の指示に従うこと。
- イ 業務遂行に当たり必要となる資料については、4市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取り扱いに十分注意すること。
- ウ 業務の進捗状況について、4市に適宜報告を行うこと。